公害等調整委員会の動き (令和2年7月~9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月日	期日	開催地
8月26日	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被	東京都
	害・健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	
9月1日	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁	熊本県
	定申請事件 第1回審問期日	

2 公害紛争に関する受付・終結事 件の概要

受付事件の概要

○ 佐倉市における室外機からの騒音による健康 被害等責任裁定申請事件

(令和2年(セ)第6号事件)

令和2年7月31日受付

本件は、隣人(被申請人)が設置したヒートポンプ給湯機から発生する騒音により、申請人は、自律神経失調症、頸肩腕症候群、混合性抑うつ不安症及び睡眠障害の健康被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音防止のための防音工事費、健康被害に係る治療費及び精神的・肉体的苦痛に係る慰謝料として、損害賠償金310万9115円の支払を求めるものです。

○ 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(令和2年(セ)第8号事件・令和2年(ゲ)第3号事件)

令和2年9月23日受付

本件の責任裁定申請事件は、申請人らが、被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音により、精神的苦痛を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計3000万円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害(PTSD)による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられているのは、被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音により、平穏に生活する権利を侵害されていることによるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 千葉市における室外機等からの騒音・低周波 音による健康被害原因裁定申請事件

(平成29年(ゲ)第3号事件)

① 事件の概要

平成 29 年 3 月 9 日、千葉県千葉市の住民 2 人から、隣人及び不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら に生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申 請人宅に設置された7台の室外機等から発生 する騒音・低周波音によるものである、との 原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ち に裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催 するとともに、室外機等から発生する騒音・ 低周波音と健康被害との因果関係に関する専 門的事項を調査するために必要な専門委員1 人を選任したほか、委託調査、事務局による 現地調査等を実施するなど、手続を進めまし たが、令和2年7月14日、申請人らから申請 を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結 しました。

○ 相模原市における化学物質飛散に伴う大気 汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 (令和元年(ゲ)第3号事件)

① 事件の概要

令和元年 10 月 24 日、神奈川県相模原市の 住民3人から、建築工事会社を相手方(被申 請人)として原因裁定を求める申請がありま した。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら に生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の 化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性 眼球運動障害(滑動性眼球運動異常)、重心 動揺異常(ロンベルグ陽性)は、被申請人が、 申請人ら宅の改装工事の際に化学物質(キシ レン)を発生、放散させたことによるもので ある、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ち に裁定委員会を設け、手続を進めましたが、 令和2年8月19日、本件申請は、主張する現 象が公害に該当しないから不適法な原因裁定 の申請で、その欠陥を補正することができな

いとして、申請を却下する決定をし、本事件 は終結しました。

○ 熊本市における農業施設からの騒音による健 康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申 請事件

(平成 31 年(セ)第2号事件・平成 31 年(ゲ) 第1号事件・令和2年(調)第1号事件)

① 事件の概要

平成31年2月14日、熊本県熊本市の住民 1人から、農業者を相手方(被申請人)とし て責任裁定及び原因裁定を求める申請があり ました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定 申請事件は、申請人は、被申請人のビニール ハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足 となり、精神的苦痛を受けているとして、被 申請人に対し、損害賠償金 297 万円の支払を 求めるものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠 不足による健康被害は、被申請人がボイラー を稼働させ、騒音を発生させたことによるも のである、との原因裁定を求めるものです。 裁定委員会は、同年3月12日、これらを併合 して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本 県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因 裁定申請の受理について意見照会を行い、受 理について特段の支障はないとの回答を受け たので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人 のビニールハウスのボイラーから発生する騒 音と申請人に生じた健康被害との因果関係に 関する専門的事項を調査するために必要な専 門委員1人を選任したほか、事務局による現 地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、 本件については当事者間の合意による解決が 相当であると判断し、令和2年8月25日、公 害紛争処理法第 42 条の 24 第1項及び同第

公害等調整委員会の動き

42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和2年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。9月1日の第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 筑西市における事業所からの悪臭等による生 活環境被害等責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第7号事件)

① 事件の概要

令和元年 12 月 20 日、茨城県筑西市の住民 1人から、運送会社を相手方(被申請人)と して責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。近接する 運送会社が発生させている悪臭等が申請人宅 に入り込むことにより、申請人は、衣服に悪 臭が付着したり、特に夜は防塵マスクをする など生活するのが困難な状態が続いており、 また、悪臭により十分な睡眠がとれず、頭痛 や肩こりも生じているため、慰謝料等として、 被申請人に対し、損害賠償金 466 万 4000 円 の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、 令和2年9月7日、申請人から申請を取り下 げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

○ 国分寺市における運動施設からの騒音による 財産被害等責任裁定申請事件

(平成 30 年 (セ) 第 4 号事件)

① 事件の概要

平成30年8月28日、東京都国分寺市の住 民2人から、国分寺市を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。 申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計 385 万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、運動施設からの騒音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和2年9月14日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。